

造賀小学校いじめ防止基本方針

1 策定の趣旨

いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、いじめられた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

いじめは「どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである」との認識に立ち、いじめを許さない集団づくりを通して、いじめの問題の未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応することが大切である。また、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、自分の夢の実現に向かって様々な活動に自律的に取り組むことができるよう、学校を含め、地域社会全体でいじめの問題に取り組むことが重要である。

このため、造賀小学校は、いじめの問題の克服に向け、いじめの防止等の基本的な方向を示す「造賀小学校いじめ防止基本方針」を定め、学校・家庭・地域住民・その他の関係者の連携の下、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

2 いじめの定義

「いじめ」を、いじめ防止対策推進法第2条に基づき、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う、心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめには、大人には見えにくく、発見することが難しいという特性があり、大人が見逃していたり、見過ごしていたりする可能性がある。いじめの対応においては、認知件数の多寡のみを問題とするのではなく、アンケート調査や教育相談、日常的な実態把握により、早期に発見(認知)し、早期に対応するなど、学校全体で組織的に取り組むことが重要である。

3 いじめ防止対策の基本的な考え方

いじめは、どの子どもたちにも、どの学校でも起こりうるものであり、次に示す視点を中心として、取組を推進する。

(1) いじめの未然防止

児童一人ひとりの状況を的確に把握し、全ての教育活動において望ましい集団づくりを進めるとともに、全ての児童が積極的に教育活動に参加して活躍することができるよう、「知・徳・体」の基礎・基本の充実を図る。

(2) 児童生徒の主体的な活動の支援

児童が自律して自分たちでいじめのない学校をめざして取り組んでいくことが重要であることから、児童会活動の中に、いじめ防止等のための活動を行う等、児童の主体的な活動を支援する。

(3) いじめの早期発見・早期対策

いじめられている児童を守るために、定期的、計画的なアンケート調査や教育相談(教職員による教育相談および心のサポーター等)を進めるとともに、日常的な実態の把握により、児童が発するどんな小さなサインも見逃さず、早い段階で適切に対応するなど、いじめの早期発見・早期対応に取り組む。

(4) いじめへの組織的対応

特定の教職員が問題を抱え込むことなく、学校全体で情報を共有する。また、いじめ防止対策推進法第22条により設置する「いじめ防止委員会」を中心に、全教職員がいじめられた児童を守りきるという立場に立ち、組織的に対応する。

(5) 学校、家庭および地域の連携

学校関係者、PTAおよび地域の自治会等が連携・協働し、地域社会全体で児童を守り育てる。

4 造賀小学校におけるいじめ防止等に関する取組

学校は、いじめ防止のため、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、校長のリーダーシップの下、生徒指導体制を確立する。また、この「学校いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめ防止委員会」を中心として、学校の実情に応じ、次のような取組を体系的・計画的に進める。

(1) いじめ防止委員会の設置

ア 「いじめ防止委員会」の委員は次の教職員で構成する。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、心のサポーター

イ 「いじめ防止委員会」は、校務運営組織に位置付ける。

(2) いじめ防止に係る児童への指導

ア どのような行為がいじめにあたるのか、いじめられた児童にどのような影響を与えるのか、いじめはどのような構造なのかなど、いじめについて正しく理解させる。

イ 社会体験や生活体験の機会を設け、児童の人間性や社会性を育み、豊かな情操を養う。

ウ ソーシャルスキル・トレーニングや構成的グループエンカウンター等を通じて、円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育成する。

エ 自分自身がいじめられていることや友人等がいじめられている事実を教職員や家族、相談機関に伝えることは、適切な行動であることを理解させる。

(3) 児童の主体的な活動の支援

児童会の活動の中に、いじめ防止のための取組を計画し、児童が主体的に活動できるよう支援する。

(4) 生徒指導体制および教育相談体制の構築

- ア いじめ防止およびいじめ発生時の対応等に係る校内研修を実施する。
- イ いじめ防止およびいじめ発生時の対応等に係る保護者・関係機関等との連携を進める。
- ウ いじめ防止およびいじめの早期発見に係る定期的、計画的なアンケート調査および個別面談を実施する。
- エ いじめの防止等に係る保護者への啓発および広報を行う。
- オ いじめの防止等に係る相談窓口の設置および広報を行う。
- カ いじめ発生時の対応フロー図を作成する。
- キ 必要に応じて、心理や福祉の専門家、医師、弁護士等の外部専門家を招聘する。

(5) 警察への相談・通報

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携して対応する。

(6) 重大事態発生時の対応

調査組織(プロジェクトチーム)を編成するとともに、対応フロー図に基づいて行う。(別途定める)

「重大事態」とは次に掲げる場合をさす。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

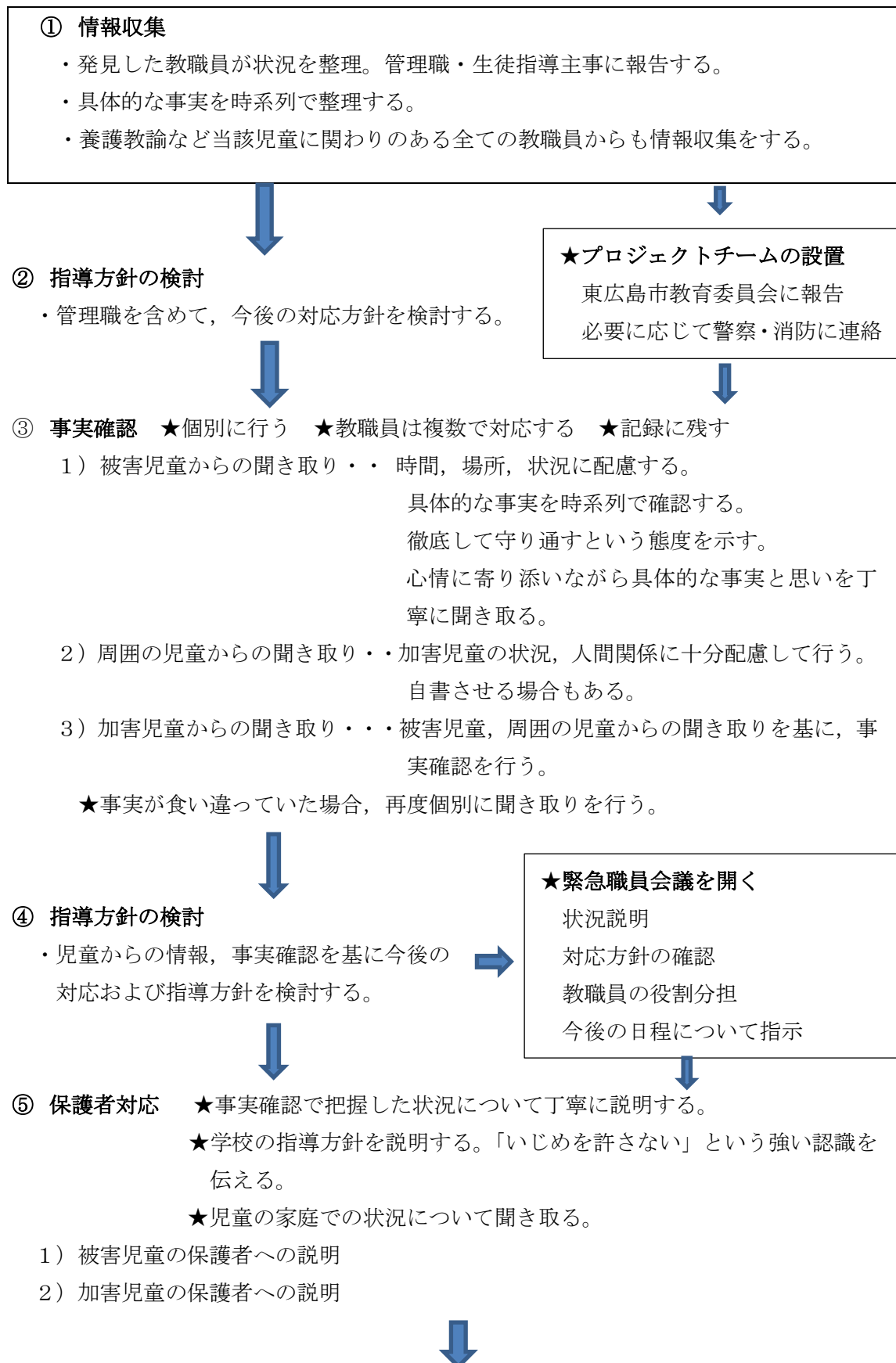
5 重大事態への取組

重大事態が発生した場合は、速やかに東広島市教育委員会に報告するとともに、プロジェクトチームを編成し、調査等の適切な取組を行う。

6 見直し

造賀小学校いじめ防止基本方針は、より実効性の高い取組とするため、必要に応じて検証および見直しを行う。

【いじめ発覚時の指導の進め方と留意点】



⑥ 加害児童に対する特別な指導

- ・行った行為を振り返らせ、問題点を整理させる。(反省文などを書かせる場合もあり)
- ・被害児童の気持ちを理解させる。



⑦ 人間関係の修復

- ・被害児童の保護者と連携し、意向を反映させて、謝罪の場を設定する。
- ・今後よりよい人間関係が構築できるように援助する。



⑧ 学級に対する指導

- ・周りでいじめをはやしたてたり、見て見ぬふりをしたりした児童の指導を行う。
- ・いじめを許さない集団づくりをするため、グループエンカウンターなど積極的な生徒指導を行う。



⑨ 指導後の状況把握

- ・当該児童に対する積極的な声掛けをする。
- ・保護者との連携をする。
- ・授業や日常生活での状況把握に努める。



★全校児童への指導

混乱を起こさないこと
プライバシーを守ること
被害児童及び保護者の了解をとること



★必要に応じて保護者説明会を開く。

★東広島市教育委員会への報告

★未然防止のあり方について検討